

第32回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和8年2月27日(金) 13時30分
第32回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和8年2月27日(金) 13時22分

3. 閉 会 令和8年2月27日(金) 13時47分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 3番—市村委員

6. 議事録署名委員 9番—小口委員 10番—小池委員

7. 付議議件
議案第134号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第135号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第136号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
議案第137号 土地の現況地目証明願いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	それでは出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第32回斜里町農業委員会を開催いたします。 本日は3番市村委員より欠席の連絡を受けております。出席委員 15 名であり、定足数に達しております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは第32回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、9番小口委員、10番小池委員、お願いします。 日程2、議案第134号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第134号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字朱円西1筆、地目は畑、面積は 30,010 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年2月1日となっております。 番号2、関係の土地については、字朱円西1筆、地目は畑、面積は 12,058 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年4月21日から令和9年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年2月1日となっております。 番号3、関係の土地については、字以久科北5筆、地目は畑、合計面積は 47,568 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年11月27日から令和11年11月26日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年2月1日となっております。 番号4、関係の土地については、字富士1筆、地目は畑、面積は 66,292 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年2月1日となっております。別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。
議長	合意解約通知について、番号1から4、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは番号1から4、決定とします。 日程3、議案第135号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局	議案第135号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については、字峰浜1筆、地目は畑、面積は 8,976 m²、申請の理由は砂利採取、採取量は 21,547 m³となっております。現地調査委員は泉委員、尾崎委員、菱川委員。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 日程4、議案第136号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案136号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字峰浜7筆、地目は畑、合計面積は 47,873 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 9,383 千円、10a あたり 196 千円となっております。 番号2、関係の土地については字来運5筆、地目は畑、合計面積は 50,541 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 8,460 千円、10a あたり 167 千円となっております。
議長	(1)公社買入、番号1、2について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、2決定します。 (2)公社借入、お願いします。

事務局	(2)公社借入 番号1、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は30,010 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000円となっています。 番号2、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は37,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000円となっています。 番号3、関係の土地については字朱円西他13筆、地目は畑、合計面積は186,384 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり10,731円となっています。 番号4、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、合計面積は12,058 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,440円となっています。 番号5、関係の土地については字越川5筆、地目は畑、合計面積は130,393 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり14,004円となっています。 番号6、関係の土地については字越川2筆、地目は畑、合計面積は49,572 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり15,008円となっています。 番号7、関係の土地については字富士1筆、地目は畑、面積は66,292 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり6,293円となっています。 番号8、関係の土地については字以久科北5筆、地目は畑、合計面積は47,568 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000円となっています。
議長	(2)公社借入、番号1から8、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から8、決定します。 (3)公社貸付、お願いします。
事務局	(3)公社貸付 番号1、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は30,010 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000円となっています。 番号2、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は37,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,000円となっ

	ています。 番号3、関係の土地については字朱円西他13筆、地目は畑、合計面積は 186,384 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 10,731 円となっています。 番号4、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は 12,058 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 12,440 円となっています。 番号5、関係の土地については字越川5筆、地目は畑、合計面積は 130,393 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 14,004 円となっています。 番号6、関係の土地については字越川2筆、地目は畑、合計面積は 49,572 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 15,008 円となっています。 番号7、関係の土地については字富士1筆、地目は畑、面積は 66,292 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 6,293 円となっています。 番号8、関係の土地については字以久科北5筆、地目は畑、合計面積は 47,568 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 13,000 円となっています。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認もお願いします。以上です。
議長	(3)公社貸付、番号1から8、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から8、決定します。
事務局	日程5、議案第137号、土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。 議案第137号、土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字以久科北2筆、公簿地目、現況地目は記載のとおり、合計面積は 467 m²、証明を必要とする理由は地目変更登記申請のため。 位置図は同頁に記載の通りとなっております。現地調査委員は菅野委員、波多野委員、星委員となっております。
議長	現地調査委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。

議長	問題ないということで番号1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、決定します。 日程6、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第32回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顚末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和8年2月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 小池 朱亮

議事録署名委員 小口 次男